

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務
- (2) 履行場所 岩手県農業研究センター 岩手県北上市成田 20-1
岩手県立農業ふれあい公園 岩手県北上市飯豊 3-110 他
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日
- (4) 業務概要 別紙「農業研究センター本館、農業ふれあい公園及び周辺緑地植栽管理業務仕様書」のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日現在で、「令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（清掃〔道路・公園等〕）に登録されている者であること。
- (3) 公告日現在で、盛岡広域振興局及び県南広域振興局管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 岩手県内において、国（公社、公団及び独立行政法人等を含む）、県又は他の地方公共団体等の管理する施設で、施工面積が延べ 100,000 平方メートル以上の類似の植栽管理業務を令和 3 年 1 月 1 日以降、6 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者若しくは更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者若しくは再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

- (8) 類似業務において現場責任者として 3 年以上の業務経験を有する者及び岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定資格を有する者を配置できること。
- (9) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その営業に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札参加者は、参加資格者の確認に必要な書類として、次の書類を令和8年3月18日(水)午後4時までに14(3)の場所に1部、提出しなければならない。

提出は持参に限ることとし、郵送又は電送によるものは認めない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1)
 - イ 業務実績調書(様式第2)及び関係書類
 - ウ 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第3)
 - エ 業務履行に係る誓約書(様式第4)
 - オ 現に有効な本業務に関する「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し
- (2) (1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。また、入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年3月23日(月)までにファックスにより送信する。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。又は子会社の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「再生会社等」という。)である場合を除く。

- ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が再生会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書(様式第5)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状（様式第6又は要件を満たす任意様式可）を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正はすることができない。
また、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書は、直接6の日時・場所に持参すること。郵便その他の方法による入札は認めない。

6 入札の日時及び場所

令和8年3月24日(火) 午前10時 岩手県農業研究センター本館1階中会議室

7 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は岩手県農業研究センター所長とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

8 入札保証金 免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札書
- (3) 指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代って入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しない時は、落札を取消すことがある。

11 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札しても落札者がいない場合も同様にする。再度入札の回数には制限を設けない。

12 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告を受けていないこと。
- (3) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止又は文書警告を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その営業に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

13 契約に関する事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、岩手県会計規則第112条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

14 その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 入札参加者又は相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は相手方が負担するものとする。
- (3) 入札等に関する照会先
岩手県農業研究センター企画管理部総務課
〒024-0003 岩手県北上市成田 20-1
電話番号 0197-68-2331